



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年10月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第99号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(8)のシ中「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事課

公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年10月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第100号

公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公害の防止に関する条例施行規則（昭和48年長野県規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

良好な生活環境の保全に関する条例施行規則

「	第6章 公害防止管理責任者(第17条)	を	「	第6章 サーチライト等の使用の禁止の特例(第17条)	に改める。
目次中	第7章 雑則(第18条・第19条)		第7章	公害防止管理責任者(第18条)	
		」	第8章	雑則(第19条・第20条)	」

第1条中「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改める。

第16条第2項第2号を次のように改める。

(2) 音響再生装置（録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせ音を再生する装置をいう。）

第19条を第20条とし、第18条中「第55条第2項の規定による身分を」を「第55条第3項の規定による身分を」に、「公害の防止に関する条例第55条第2項の規定による身分証明書」を「良好な生活環境の保全に関する条例第55条第3項の規定による身分証明書」に改める。

第7章中第18条を第19条とし、同章を第8章とする。

第6章中第17条を第18条とし、同章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 サーチライト等の使用の禁止の特例

(サーチライト等の使用の禁止の特例)

第17条 条例第52条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法令の規定に基づき使用する場合
- (2) 災害又は事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助又は被害の発生若しくは拡大の防止のために使用するとき
- (3) 教育、試験研究又は学術研究のために使用する場合
- (4) 祭典等の催物において一時的に使用する場合

様式第1号から様式第6号までの規定中「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改める。

様式第9号を次のように改める。

(様式第9号)(第19条関係)

第 号

良好な生活環境の保全に関する条例第55条第3項の規定による身分証明書

職名及び氏名

年 月 日生

年 月 日発行

長野県知事

印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6章中第17条を第18条とし、同章を第7章とし、第5章の次に1章を加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

水大気環境課